

議案第 16 号

議決第 号

始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「多目的室」の次に「及び研修室」を加える。

第12条第1項ただし書中「多目的室」の次に「又は研修室」を、「限り、」の次に「それぞれ」を加える。

別表多目的室の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|-----------------|------|
| 研修室 | 通常開館（午前9時～午後5時） | 180円 |
| | 特別開館（午後5時以降） | 300円 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の規定による研修室の使用に係る許可の申請その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。